⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,175点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑷　平成10年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上２階建以上かつ延べ面積1,500㎡以上の校舎、病院、研究施設若しくは事務所の新営又は全面的な改修工事

②　代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積750㎡以上の校舎、病院、研究施設若しくは事務所の新営又は全面的な改修工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合であっても、同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大でかつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。、

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年度以降に、上記⑷①に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がな されない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　共同企業体の代表者以外の構成員については、⑽①、③に定める国家資格を有する監理技術者を当該工事に専任で配置できること。配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑿　本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（上記２⑷の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継 続している者でないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒990―8560 山形県山形市小白川町一丁目４番12号　国立大学法人山形大学施設部施設企画課総務・工事経理担当　電話023―628―4083

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成25年９月６日（金）から平成25年９月19日（木）まで上記３⑴に同じ図面の交付に当たっては、実費により交付する。

⑶　競争参加資格確認申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　平成25年９月６日（金）から平成25年９月19日（木）午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記３⑴に持参又は郵送すること。（必着）

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記３⑶に同じ

⑸　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成25年９月26日（木）午後３時00分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者承諾を得た場合は上記３⑴に持参すること（郵送による提出は認めない。）

開札は、平成25年９月27日（金）午前10時00分。国立大学法人山形大学施設部にて行う。

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、国立大学法人山形大学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に国立大学法人山形大学長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続における交渉の有無　無。

⑸　契約書の作成の要否　要。

⑹　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑺　関連情報を入手するための照会窓口上記３⑴と同じ。

⑻　一般競争参加資格を有していない者の参加上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記３⑶により技術提案書等を提供することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑼　詳細は入札説明書による。